



# 『学びたい』を応援します



学び始めること、学びを深めることで人生は大きく変わります。新しい自分に出会い、新しい人生を切りひらくために、和歌山県教育委員会は「学びたい」と思っている子供から大人までを全力で応援しています。

## 1 くわしく学びたいを応援

DETAILS

### エキスパート職員派遣事業

対象 幼児～高校生

県教育委員会事務局や各社会教育施設の職員、県立学校の教員等が、学校に出向き、専門知識や技術を「出前授業」という形で提供しています。

スポーツ、科学、芸術、文化など、様々な分野のエキスパート職員の指導によって、子供たちの好奇心や探究心を育てています。



「マット運動」の出前授業（和歌山市立川永小学校）

### 高校生のための和歌山未来塾

対象 高校生

科学技術、経営、スポーツ、芸術など様々な分野の第一線で活躍する方を講師とした講演会を行っています。講師のお話の後には、十分な質疑応答を行い、講師の方と生徒が直接交流する機会も設けています。

「最前線の話が聞きたい」「自分の興味を深めたい」など、生徒の学びに対する意欲に応える場となっています。



講演「企業人って面白い！」

## 2 楽しく学びたいを応援

ENJOY



受検の様子（かつらぎ町立妙寺中学校）

### わかやまふるさと検定

対象 中学生・高校生

ふるさとへの愛着を深めてもらうことを目的として、インターネット上で受けられる「わかやまふるさと検定」を実施しています。検定を受けることで、「ふるさと和歌山」についての新しい気づきや発見を通して、興味・関心をより深め、ふるさとを愛し、ふるさとのことをもっと学びたいと思う機会になっています。



科学力向上ゼミ

### きのくにジュニア科学オリンピック きのくに科学オリンピック

対象 中学生・高校生

全国の中高生が科学の力を競う「科学の甲子園（ジュニア）」の県予選として開催しています。理科、数学などに関する筆記競技や、指定された材料でモーターカーやホバークラフトを工作する実技競技などにチームで協力して取り組みます。科学好きな生徒が集い、切磋琢磨しながら学校で学んだ成果を発揮しています。

## 3 いつまでも学びたいを応援



LIFELONG

令和元年9月1日から開講!

### きのくに学びの教室

対象 社会人

年齢、国籍に関係なく学べる機会を提供するため、定時制・通信制高校4校に社会人を対象とした「きのくに学びの教室」を開設します。

★授業料はありません。  
★自分のペースで勉強できます。

#### 対象はどんな人?

- 和歌山県に住んでいる15歳以上の社会人で、
  - ◎学び直しがしたい人
  - ◎日本語が不自由で生活にこまっている人
- ※在留資格が定住者、日本人や永住者の配偶者等、家族滞在の人

#### どんな講座があるの?

- ①「よみかき・生活」  
生活に必要なひらがな・カタカナ・簡単な漢字の読み書きなど
  - ②「日本語・生活」  
生活に必要なやさしい日本語など
  - ③「基礎国語」「基礎数学」「基礎英語」  
中学校程度までの国語・数学・英語
- ★自分の勉強したい講座を、自由にご選べます!

- #### どこで開講されるの?
- 伊都中央高等学校（橋本市）
  - きのくに青雲高等学校（和歌山市）
  - 南紀高等学校（田辺市）
  - 新宮高等学校（新宮市）

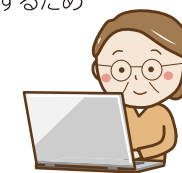
■申し込み・ご相談については  
生涯学習課 人権教育推進室  
☎073-441-3719  
和歌山県教育委員会 きのくに学びの教室 検索



### みんなで学べる体験教室!

対象 子供～社会人

県立図書館文化情報センターでは、生涯学習を目的とする県民のボランティア活動や学びたい人の学習活動を支援するために、ボランティア団体やNPOの活動の場と機会を提供しています。お手玉教室や折り紙教室、活き活きデジタルライフなど、当日参加可能なさまざまな体験教室や、年3回のフェスタ【遊ing】を実施しています。



ふれあい学習研究会「活き活きデジタルライフ」

サマー遊ing「おもしろ科学教室」

### 就学・修学・就職を応援する 給付・貸与制度

CHECK!!

和歌山県では、全ての児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、教育に関する経済的負担を軽減する支援の充実に努めています。

#### 給付・貸与制度の対象

- ◎小・中学生
- ◎高校・大学等への進学者又は在学者
- ◎大学理系学部、研究科に在籍する大学3年生・大学院1年生
- ◎特別支援学校の児童・生徒
- ◎保育士を志望する者
- ◎医師・看護職員を志望する者
- ◎介護福祉士を志望する者
- ◎農業への就職を志望する者
- ◎母子父子家庭等
- ◎生活保護受給世帯
- ◎児童養護施設退所者

詳細については、スマートフォン等で右記QRコードを読み取り、ご確認ください

